定年後の再雇用に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、定年により研究所を退職する労働者（正所員）、及び既に定年後再雇用されている者（選択定年を含む）の再雇用に関する取扱いについて定める。

（再雇用の対象者）

第２条　定年に達する正所員、選択定年制（満５５歳以上５９歳以下）を選んだ正所員、既に定年後再雇用されている「定年後再雇用者」を対象とし、満６５歳を限度として再雇用を希望する者とする。ただし、就業規則第３８条（解雇）または第４０条、第４１条（制裁、制裁の種類・程度）に該当する事由のない者であることを前提とする。

（身分）

第３条　再雇用された者（以下「再雇用者」という。）の身分は「定年後再雇用者」とするが、対外的な肩書は各所属長が必要に応じて決定する。

（再雇用の希望の聴取等）

第４条　研究所は、正所員の定年による退職日（当該年度３月末日）(「以下「退職予定日」という。」の６ヶ月前（当該年度９月末日）までに、再雇用の希望の有無を聴取する。

２．研究所は、正所員が選択定年を選べる年齢（満５５歳）に達した時点で、選択定年制度について告知する。

３．研究所は、既に再雇用者として雇用されている者に対して当該年度(３月末)が終了する３か月前(当該年度１２月末日)までに、翌年度以降の再雇用の希望の有無を聴取する。

（再雇用申請手続）

第５条　再雇用希望者は、退職予定日の３ヶ月前までに、所属長経由で再雇用願いを理事長へ提出する。

２．既に再雇用者として雇用されている者で翌年度以降も再雇用を希望する者は、当該年度が終了する３か月前までに所属長経由で再雇用願いを理事長へ提出する。

３．研究所は、再雇用願いを受領した後、再雇用の可否を定年退職者（選択定年を含む）の退職予定日の２ヶ月前までに所属長経由で再雇用希望者へ通知する。既に再雇用されている者においては、当該年度末の２ヶ月前までに所属長経由で再雇用者へ通知する。

４．前項の通知において再雇用する旨の回答を行った場合であって、当該通知を発した時点から定年退職日もしくは当該年度末までの間に再雇用希望者が、就業規則第３８条（解雇）または第４０条、第４１条（制裁、制裁の種類・程度）に該当するものと研究所が認めた場合、研究所は当該通知による回答を撤回し、当該再雇用希望者を再雇用しないことができるものとする。

５．研究所は、前項に基づき再雇用希望者を再雇用しないこととした場合、速やかにその旨を所属長経由で当該再雇用希望者へ通知する。

（雇用労働条件変更の申出と手続き）

第６条　再雇用希望者及び再雇用者は、労働条件等についての内容の変更を希望する場合、所属長と十分協議の上、雇用労働条件の変更を希望する時点より原則３か月以上前に所属長経由で雇用労働条件変更願いを理事長へ提出する。

２．研究所は、雇用労働条件変更願いを受領した後、再雇用希望者及び再雇用者に対して、新たな雇用労働条件を原則２ヶ月以内に通知するものとする。

（再雇用期間中に契約解除をする場合の基準）

第７条　研究所は、再雇用期間中に次の各号に掲げる事項が生じた場合、契約解除をすることができる。

（１）働く意欲に欠けており、業務遂行に問題があると判断したとき

（２）直近の健康診断の結果、再雇用者本人と協議をし、業務遂行に問題があると判断したとき

（３）就業規則に定める懲戒処分を受けたとき

（就業時間・休日）

第８条　再雇用者は、原則、就業規則第１６条（勤務時間）ならびに就業規則第１９条（休日）において就労する。

なお、就労条件の変更を希望する場合は、第６条の「雇用労働条件変更の申出と手続き」に従って手続きするものとする。

（年次有給休暇）

第９条　年次有給休暇の勤続年数の算定は、正所員として就職したときより通算し、労働基準法の定めに基づき付与する。

（給　与）

第１０条　再雇用者の給与は、再雇用者の最終年度の給与総額（特別業績手当、通勤手当等を除く）の６０％を目安とし、本人の意思ならびに業務内容、勤務能力、今後の研究所への貢献度、就労条件等を総合的に勘案して理事長が執行会議の意見を聞いて決定する。

なお、就労条件の変更を希望する場合は、就労条件にあわせて給与の見直しを行う。

（社会保険加入ならびに保険料負担について）

第１１条　再雇用者の社会保険等については、社会保険の加入条件によって判断し、社会保険料の負担は以下のとおりとする。

（１）週３０時間を超えて勤務する場合、社会保険は研究所が加入し、保険料は研究所と再雇用者とで折半する。

（２）週３０時間以下の勤務の場合、社会保険は再雇用者が個人で加入し、保険料は再雇用者の自己負担（国保等）とする。

（給与・手当の種類）

第１２条　給与の種類は、基本給、通勤手当とする。なお、再雇用者の地位や責任に応じて管理者手当、責任手当、時間外手当を以下の方法で支給する。

（１）管理者手当は再雇用後の地位が主任以上の者に支給し、研究職には再雇用後の基本給の２４％、

事務職には再雇用後の基本給の１５％の額とする。

（２）責任手当については、所属長と再雇用者との協議に基づき、再雇用者の責任に応じた金額を理事長が執行会議の意見を聞いて決定する。

（３）時間外手当は、業務上の命令に基づいて、１日８時間もしくは週４０時間を超える労働、休日労働、深夜労働に対して、次の割増賃金率に基づき支給する。なお、起算日は毎月１日とする。

① 時間外労働６０時間以下　２５％
② 時間外労働６０時間超　５０％
③ 休日労働時間　３５％
④ 深夜労働時間　２５％

（特別業績手当）

第１３条　再雇用者の特別業績手当は、毎期の業績等に応じて支給することがある。

なお、支給する場合の対象期間ならびに支給日は正所員の給与規程第１４条に準じる。

（退職金）

第１４条　再雇用者が退職した場合は、退職金は支給しない。

（その他の就業条件）

第１５条　その他の就業条件は就業規則ならびに給与規程(第４条、第１４条、第１５条～１７条)に準ずる。

（再雇用の延長）

第１６条　研究所は、重要な地位にある定年後再雇用者または重要な職務を負う定年後再雇用者については、業務運営に必要があると判断した場合、満６５歳を超えて雇用を延長することができる。

２．雇用を延長する場合の契約期間は原則として１年間とし、その他の労働条件等は、雇用契約を更新する際、本人と協議の上決定する。

附　　則

（施行日）

本規程は令和４年７月１日より施行する。ただし、令和４年３月３１日現在在職する再雇用者についても、この規程を適用するものとする。

令和　５年　４月　１日　　一部改正
令和　６年　１月　１日　　一部改正
令和　７年　１月　１日　　一部改正